

核燃料物質使用者(政令第41条非該当)及び核原料物質使用者に関する法改正事項説明会に関する質問及び回答

番号	質問	回答
1	<p>今日の説明会の内容について、再度確認したい。</p> <p>(1)核燃料物質使用者(政令第41条非該当)がやることは3つあって、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出(以下「届出」という。)の提出と核燃料物質の使用に関する規則(昭和32年総理府令第八十四号。以下「使用規則」という。)第二条の十一の七に基づく使用施設等の施設管理と使用規則第二条の十一の八に基づく設計想定事象に関する措置であると理解した。</p> <p>(2)使用施設等の施設管理については、現在実施している放射性同位元素の記録(法令に基づく)で代用できるか。</p> <p>(3)設計想定事象の火災対応は現在やっているもので代用できるか。</p> <p>(4)設計想定事象のプレゼン資料中、「2021年度から施行」とあるのは、「2020年度から施行ではないか。」</p>	<p>(1)御意見のとおりです。</p> <p>(2)先般の法改正事項説明会で例示した使用規則第2条の11の7に基づく施設管理の記録の内容が、放射性同位元素の法令に基づく記録でもって代替できる場合であれば代用可能です。</p> <p>(3)先般の法改正事項説明会で例示した使用規則第2条の11の8に基づく火災対応の実施例の内容が、現在実施中の火災対応をもって代替できる場合であれば、代用可能です。</p> <p>(4)御指摘のとおり、資料に誤記がありましたので、修正版をホームページに掲載しました。</p>
2	<p>1 設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置について(使用規則第2条の11の8関連)</p> <p>(1)使用規則第2条の11の8 第1項では、少なくとも火災発生時の「計画策定」等が求められていますが、同条第2項～第4項の「教育訓練」「資機材の配備」「体制整備」についても、同様に、少なくとも火災発生を想定した対応が求められるのでしょうか？(例えば火災訓練は毎年実施していますが、本規則に基づき実施しなければならないものと位置付けるべきか確認したいと思っています)</p> <p>(2)使用規則第2条の11の8の施行日について、「2020年度より施行」と訂正がありました、具体的には2020年4月1日施行でしょうか？</p> <p>2 改正事項に関する対応期限について 「使用施設等の施設管理」については令和2年6月末までの対応が求められていますが、「品質管理に必要な体制の整備」や「設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置」については、具体的な対応期限はあるのでしょうか？(施行後速やかに実施、という認識でよろしいでしょうか？)</p> <p>3 最新の条文について 説明会では、令和2年3月17日に使用規則の改正について施行されたとのことでしたが、最新の条文をネット上で確認することはできませんでしょうか？ 貴庁ホームページ(http://www.nsr.go.jp/law/kijyun/law/003/index.html)やe-Govでは、令和元年7月1日施行の条文しか見つけることができませんでした。当方の確認不足でしたら大変申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。</p>	<p>(1)使用規則第2条の11の7に基づき少なくとも火災について実施を求めています。なお、実施内容は原子力施設の状況に応じて事業者自らの判断により設定してください。</p> <p>(2)施行日は2020年4月1日です。資料に誤記がありましたので、修正版をホームページに掲載しました。</p> <p>2 「使用施設等の施設管理」については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則附則8条第4項において、保安規定を定めない事業者の保安措置については、施行日から6月(むつき)までの間は、従前の保安措置を講ずることよとされています。(令和2年2月5日原子力規制委員会資料3-1別紙2「6.」参照)したがって、「使用施設等の施設管理」、「品質管理に必要な体制の整備」や「設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置」については、令和2年10月から実施できるよう準備をお願いします。</p> <p>3 最新の条文について 令和2年3月17日の官報(号外)に掲載されています。また、配付資料の資料3-5、85～134ページに変更比較表の形で掲載しています。</p>
3	<p>使用規則第2条の11の8第1項第1号の「設計想定事象に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画」(以下「対応計画」という。)について、以下を伺いたい。</p> <p>① 対応計画の作成はいつまでに済ませたいか。</p> <p>② 対応計画の作成後、提出は必要か。</p> <p>③ 提出が必要であれば、原子力規制検査でチェックされるのか。</p> <p>④ PDCAサイクルは対応計画にも適応されるのか。</p>	<p>①対応計画の作成は2020年9月までに実施ください。</p> <p>②対応計画の提出は不要です。</p> <p>③対応計画は原子力規制検査で確認します。</p> <p>④対応計画は原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則第54条第1項第1号の個別業務に含まれるという意味において、PDCAの適用対象です。例えば火災訓練を実施し、訓練により得られた教訓や不十分な点等があった場合、これらを点検し改善策を立て、対応計画に反映してください。</p>
4	<p>(1)法改正事項説明会配付資料3-8の届出については、廃止措置中の事業所も届出が必要との認識で間違いはないでしょうか？</p> <p>(2)品質管理体制については、法改正事項説明会配付資料3-9では「使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等」の記載例がございましたが、当事業所が提出する書類として「廃止措置に特化」した内容で問題がございませんでしょうか？</p>	<p>(1)廃止措置計画の認可を受けている事業者は、①届出、②廃止措置計画の変更認可申請の2種類の書類を提出する必要があります。</p> <p>①届出は、2020年6月までに提出する必要がありますが、2020年6月までに以下の手続きが終了すれば、届出は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置の終了の確認の申請(使用規則第6条の6) ・原子力規制委員会による確認及び廃止措置終了確認証の交付(使用規則第6条の7の2) <p>② 廃止措置計画の変更認可申請は、2020年9月までに申請する必要がありますが、2020年9月までに以下の手続きが終了すれば、申請は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置の終了の確認の申請(使用規則第6条の6) ・原子力規制委員会による確認及び廃止措置終了確認証の交付(使用規則第6条の7の2) <p>(2)御質問の「廃止措置に特化」した内容で問題ありません。</p>
5	<p>(1)届出は本文のみで添付資料は不要との説明ですが、作成が必要との説明のあった次の文書の添付も不要ということでしょうか。①品質マネジメントシステム、②施設管理、③設計想定事象</p> <p>(2)前述の添付書類が必要である場合、原子力規制庁に事前の内容確認をしないまま、6月30日までに届け出ればよいのでしょうか。修正を求められて最終的に受理されるのが6月30日ということでしょうか。</p> <p>(3)法改正事項説明会配付資料3-9の添付書類が、品質マネジメント文書のみならずと考えてよいのでしょうか。</p> <p>(4)施設管理実施計画の期間は一定期間と読めます(使用等規則第2条の11の7第5号)が、1年を超える期間としてもよろしいのでしょうか。また、点検頻度についても規定がありませんが、各事業所の判断で設定してよいのでしょうか。</p> <p>(5)当事務所で保有しているウランおよびトリウムは一斉点検で発見し、廃棄できないために使用することなく保管し続けているものであり、使用の許可が不要である量です。当時の監督官庁である文科省の指導により、国際規制物質の許可ではなく保有しているプルトニウムに対して既に受けていた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第52条の使用の許可に追加したものです。このウランおよびトリウムも、品質管理、施設管理、設計想定事象の対象にする必要があるのでしょうか。</p>	<p>(1)御意見のとおりです。</p> <p>(2)前述のとおりです。</p> <p>(3)御意見のとおりです。今後、使用許可の変更申請の際には、当該変更に関する使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、添付書類が必要となるため例示しました。なお、使用者(令第41条非該当)には、品質マネジメント文書の要求はありませんが、使用規則第2条の11第1項第6号に記載のとおり、記録の要求はあります。</p> <p>(4)施設管理実施計画の期間と点検頻度について、使用規則では具体的な期間の定めはありません。事業者において、安全を確保する上で適切な計画や頻度の設定をお願いします。原子力規制検査においては、これらの事業者の自主的な活動を確認して、不足している点があれば改善を促す可能性もあります。</p> <p>(5)今回の法令改正の内容は、現時点で法第52条の使用の許可を取得されている事業者に義務が生じることから、貴事業所においても対象となります。</p>
6	<p>届出の提出部数は何部となりますでしょうか。</p>	<p>提出部数は正本1通となります。</p>